

相談者（Aさん） 今年から町の教育委員会の係長になったAです。最近テレビや新聞などで頻りに学校における事故が報道され、話題になっていますが、今日はそうした場合の自治体の法的責任について教えて下さい。

弁護士 確かに学校における様々な事故や事件が数多く発生し、連日のように報道されていますね。今日は裁判例を検証しながら一緒に考えましょう。

Aさん よろしくお願いします。まずは町立の小中学校において施設や設備に欠陥があつて生徒がケガをした場合はどうなるのでしょうか。

弁護士 国家賠償法二条一項は公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつた場合に国や自治体の責任を認めています。学校の物的設備は概ねこの「营造物」に当たると思われますので、設置又は管理に瑕疵があつたかどうか大きな争点になります。

Aさん 具体的な裁判例もたくさんあるのでしようか。

弁護士 まずはテニスコートの審判台について最高裁の平成五年三月三〇日判決があります。これは幼児が町立中学校のテニスコートの審判台上がって遊んでいたところ、座席後部の背当てになつて遊んでいたところ、座席握つて降りようとしたために、審判台が転倒

校法人においてサッカーゴールが転倒した事故があります。岐阜地裁が昭和六〇年九月一二日判決で、学校法人の責任を認めています。この事故は八名の小学生がサッカーゴールのネットにぶら下がってゴールを前後に揺すつて遊んでいたところ、ゴールが前方に倒れ、近くで遊んでいた子供の頭部を強打したという事案でした。判決は直前に行なわれた運動会の際に固定した杭を外してそのままにしていたこと、幼稚園児や小学生にはサッカーゴールが転倒する危険性について十分な判断能力がないことを理由にあげています。

Aさん 学校内部の事故というより外部から学校に進入した者によって惹起する事件もありますね。

弁護士 まだ記憶に新しいのは平成一三年六月八日に大阪教育大学付属池田小学校において包丁を持って学校に乱入した男によって小学生八人が殺害されるという事件です。学校の校門が開いていたことから男が簡単に進入することができたことを捉えて、学校としての安全管理が不十分であるという指摘が広く行なわれました。

Aさん 池田小学校事件は私もショックでした。あの事件は刑事事件としてはその後も報道されましたが、民事事件の解決はどうなつたのですか。

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第14回

学校で起きた事故の責任

しその下敷きになつて死亡したという事案でした。一、二審ともに町の責任を認めたのですが、最高裁は、本来の使用方法のもとでは審判台自体には転倒の危険性が無く、「審判台の後部から降りる」という行為は通常予測し得ない異常な用法であるとして町の責任を



弁護士 事件からちょうど二年後の平成一五年六月八日に文部科学省、大学、池田小学校

が児童の遺族らとの間で合意書を交わしました。その内容には損害賠償だけではなく遺族に対する謝罪や今後の再発防止策も含まれています。このような事件につき、訴訟外で抜本的な解決がなされることは極めて珍しいケースだと思えます。それほど社会的な反響が大きい事件だったのでしょう。

Aさん 生徒同士がふざけたり喧嘩をしたりして怪我をしたような場合にも、自治体に責任が認められるケースがあるのですか。

弁護士 生徒同士はまだ幼いこともあって、大人が思いもよらないような事故を起こすこともあり得ます。学校としての範囲まで監

否定しました。

Aさん 一、二審と最高裁で結論が正反対になるというのは、判断が難しい事案だったのですね。

弁護士 その通りです。施設を利用する人の判断能力や行動能力、設置場所の環境や利用状況を総合的に考慮して「通常有すべき安全性」の存否を判断したのですが、裁判所によって判断が分かれるというのは微妙なケースだったのでしょうか。

Aさん 自治体の責任が認められた事案にはどのようなものがあるのでしょうか。

弁護士 プールにおける事故で大阪地裁の平成七年二月二〇日判決があります。これは高校の水泳の授業において、立ち飛び込みを行なった生徒がプールの底で頭を打ち死亡した事案です。このプールは普通に平泳ぎやクロールなどの水泳の授業に使用するには危険性は低けれども、立ち飛び込みを行なうには水深や飛び込み台の高さからすると、通常備えるべき安全性を欠いていたと判断したのです。死亡した高校生は身長一七八センチメートル、体重一〇三キログラムという大柄な体格だったようです。

Aさん それ以外にも責任が認められた判例を教えてください。

弁護士 民間の小学校・幼稚園を経営する学督義務を負わなければならないかが問題となります。担任教諭が教室を離れていた自習時間中に、小学校二年生の生徒が誤って同級生の目に鉛筆の芯を突き刺して失明状態にさせた事案があります。大阪地裁の平成一三年一〇月三一日判決は、クラスが小学校二年生という低学年であること、担任教諭が教室を離れたことに正当な理由が無かつたことを理由にして自治体の責任を認めました。非常に学校側に厳しい判決だと思います。

Aさん 生徒がいじめを苦に自殺をした場合はどうなるのですか。

弁護士 この場合には担当教諭の安全配慮義務違反があつたか否かが重大な争点となります。またいじめと自殺の因果関係や学校側が自殺を予見することができたか否かも大きな問題です。裁判例がたくさん出されています。東京高裁平成一四年一月三一日判決は、担当教諭の安全配慮義務違反、いじめによる自殺の予見可能性を肯定し、町の責任を認めています。認定の背景には最近における学校でのいじめの深刻さがあると考えられます。

◎執筆 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員